

「都市開発資金融通特別会計」

## 1. 都市開発資金融通特別会計の業務等についての情報

### 1. 設置目的

「都市開発資金融通特別会計」は、都市施設用地の先行取得資金や市街地再開発事業等の事業資金を、国が低利又は無利子で地方公共団体、市街地再開発組合等に貸付ける「都市開発資金貸付」を実施するため、財政融資資金及び一般会計等から資金の受入れと必要な資金の貸付けという特別の相互関係にある収支の計算を明確にする「資金融通特別会計」として、昭和41年に設置されたものである。

・根拠条文

「都市開発資金融通特別会計法」(昭和41年法律第50号)

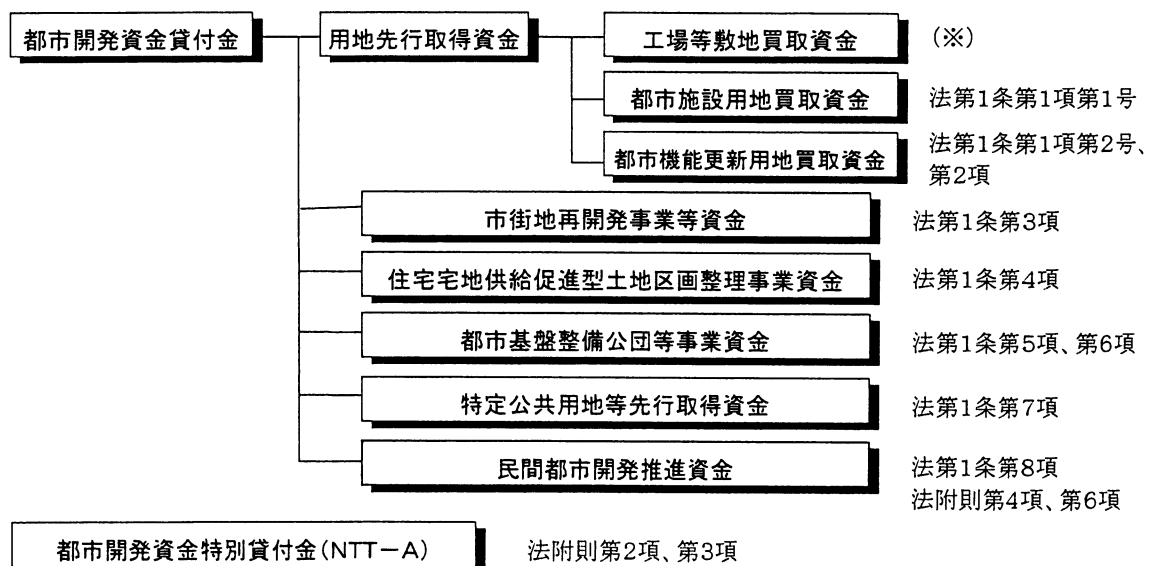
(設置)

第1条 都市開発資金の貸付けに関する法律(昭和41年法律第20号)第1条第1項から第4項までの規定による地方公共団体に対する貸付け、同条第5項の規定による都市基盤整備公団に対する貸付け、同条第6項の規定による地域振興整備公団に対する貸付け、同条第7項の規定による土地開発公社に対する貸付け及び同条第8項の規定による民間都市開発推進機構に対する貸付けに関する政府の経理を明確にするため、特別会計を設置し、一般会計と区分して経理する。

### 2. 経理対象

本特別会計においては、融通業務が目的であることから、貸付金の歳出規模を予算額で定めその財源として必要な財政融資資金からの借入金、一般会計からの受入金等を経理する。併せて、貸付金に対する地方公共団体等からの償還金について回収及び国債整理基金等への繰入を経理するなど融通業務の一連をすべて経理する。

### 3. 都市開発資金の構成



・根拠法令

「都市開発資金の貸付けに関する法律」(昭和41年法律第20号)

(※) 首都圏整備法及び近畿圏整備法の一部を改正する等の法律(平成14年法律第83号)附則第6条第2項

#### 4. 制度概要

##### (1) 用地先行取得資金(有利子貸付)

地方公共団体が行う道路、公園等の用地、再開発事業等の面整備事業の種地等の取得を行うために必要な資金の貸付けを行う。

##### (2) 市街地再開発事業等資金(無利子貸付)

市街地再開発組合・個人施行者・再開発会社、保留床管理法人に対し地方公共団体が無利子貸付けを行う場合にその資金の一部について国が無利子資金を貸し付けることにより、民間活力を効果的に活用しつつ、効率的に市街地再開発事業を推進する。

##### (3) 住宅宅地供給促進型土地区画整理事業資金(無利子貸付、有利子貸付)

土地区画整理組合等が行う土地区画整理事業の施行に必要な資金(無利子)、組合等から保留地を取得して運営する一定の法人に対する保留地の取得に要する資金(無利子)、及び土地区画整理組合等から委託を受け業務代行を行う者に対する施行地区内の土地区画整理事業の推進に資する用地の取得に必要な資金(有利子)の貸付けを行う地方公共団体に対し貸付けを行う。

##### (4) 都市基盤整備公団等事業資金(無利子貸付)

都市基盤整備公団及び地域振興整備公団が行う面的整備事業を対象に、一般会計(都市境整備事業費、住宅建設等事業費)から都市開発資金融通特別会計へ繰り入れて、両公団に対し無利子貸付けを行う。

##### (5) 特定公共用地等先行取得資金(有利子貸付)

直轄・公団事業の用地の円滑な取得推進を図るため、土地開発公社に対し直轄・公団事業の事業予定地及びその代替地を先行取得するための資金に対し低利融資を行う。

##### (6) 民間都市開発推進資金(無利子貸付)

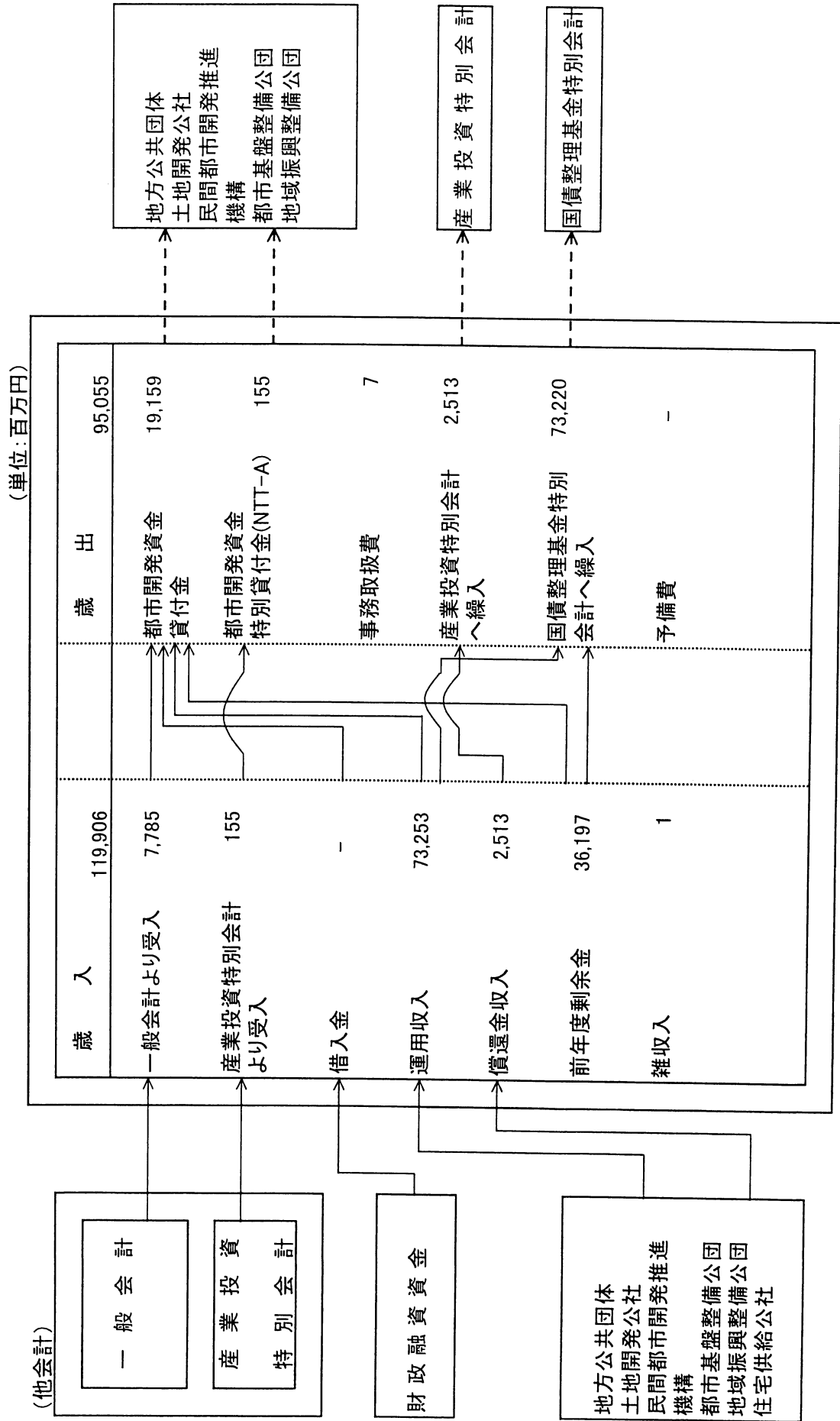
昭和62年度に、良好な市街地の形成と都市機能の維持及び増進を図り、もって地域社会の健全な発展に寄与することを目的とする民間都市開発推進機構が設立され、同年から同機構に対し機構が行う業務に対する資金の一部として無利子貸付けを行っている。

##### (7) 都市開発資金特別貸付金(NTT-A 型無利子貸付)

日本電信電話株式会社の株式の売却収入の活用により、公園、下水道等の社会資本の整備を推進するため、民間都市開発推進機構の業務に要する資金又は都市基盤整備公団等が行う一定の事業に要する資金を国が無利子で貸し付ける。

5. 歳入歳出決算の概要

都市開発資金融通特別会計の仕組み(平成14年度決算)



「都市開発資金融通特別会計 平成 14 年度財務書類」

## 貸借対照表

(単位:百万円)

	前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)		前会計年度 (平成14年3月31日)	本会計年度 (平成15年3月31日)
<資産の部>			<負債の部>		
現金・預金	36,197	24,850	未払費用	1,379	883
未収収益	1,316	835	借入金	279,672	213,634
貸付金	479,563	429,757	他会計繰戻未済金	237,978	243,404
			負債合計	519,030	457,922
			<資産・負債差額の部>		
			資産・負債差額	△ 1,952	△ 2,478
資産合計	517,078	455,443	負債及び資産・負債差額合計	517,078	455,443

業務費用計算書  
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

庁費等	4
その他の経費	2
支払利息	6,685
本年度業務費用合計	6,692

資産・負債差額増減計算書  
(自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	前年度末資産・負債差額	△ 1,952
II	本年度業務費用合計	△ 6,692
III	財源	
	自己収入	6,166
	貸付金利息収入	6,165
	その他の財源	1
IV	無償所管換等	-
V	資産評価差額	-
VI	その他資産・負債差額の増減	-
VII	本年度末資産・負債差額	△ 2,478



区分別収支計算書  
 (自:平成14年4月1日 至:平成15年3月31日)

(単位:百万円)

I	業務収支	
	1 財源	
	貸付金利子収入	6,647
	貸付金の回収による収入	69,120
	その他の収入	1
	一般会計からの受入	7,785
	産業投資特別会計からの受入	155
	前年度剰余金受入	36,197
	財源合計	119,906
	2 業務支出	
	(1) 業務支出(施設整備支出を除く)	
	産業投資特別会計への繰入	△ 2,513
	貸付けによる支出	△ 19,314
	庁費等の支出	△ 4
	その他の支出	△ 2
	業務支出(施設整備支出を除く)合計	△ 21,835
	(2) 施設整備支出合計	-
	業務支出合計	△ 21,835
	業務収支	98,071
II	財務収支	
	借入金の返済による支出	△ 66,038
	利息の支払額	△ 7,181
	財務収支	△ 73,220
	本年度収支	24,850
	翌年度歳入繰入	24,850
	収支に関する換算差額	-
	資金本年度末残高	-
	その他歳計外現金・預金本年度末残高	-
	本年度末現金・預金残高	24,850

## 注記事項

### (1) 追加情報等

#### ① 出納整理期間について

当特別会計では出納整理期間が設けられている。このため、出納整理期間中の現金の支払い等を終了した後の計数をもって会計年度末の計数としている。

#### ②各財務書類における表示科目についてその内容等

##### i 貸借対照表における表示科目

- ・「現金・預金」には、決算剰余金を計上している。
- ・「未収収益」には、地方公共団体等に対する貸付金利子に係る未収利息を計上している。
- ・「貸付金」には、地方公共団体等に対する都市開発資金貸付金、民間都市開発推進機構等に対する都市開発資金特別貸付金等を計上している。
- ・「未払費用」には、借入金利子に係る未払費用を計上している。
- ・「借入金」には、「都市開発資金融通特別会計法」第12条第1項の規定による都市開発資金貸付金の財源の一部を計上している。
- ・「他会計繰戻未済金」には、一般会計及び産業投資特別会計からの貸付金財源受入金を計上している。
- ・「資産・負債差額」には、本会計年度末の資産と負債との差額を計上している。

##### ii 業務費用計算書における表示科目

- ・「庁費等」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の経費」には、独立掲記した勘定科目以外に当会計年度に発生した費用の合計額を計上している。
- ・「支払利息」には、国債整理基金特別会計に対する借入金利子等を計上している。

##### iii 資産・負債差額増減計算書における表示科目

- ・「前年度末資産・負債差額」には、前年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。
- ・「本年度業務費用合計」には、当会計年度に発生した業務費用合計額を計上している。
- ・「貸付金利子収入」には、地方公共団体等への貸付金利子に係る収入を計上している。
- ・「その他の財源」には、雑収入を計上している。
- ・「本年度末資産・負債差額」には、本年度の貸借対照表の資産・負債差額を計上している。

##### iv 区分別収支計算書における表示科目

- ・「貸付金利子収入」には、地方公共団体等への貸付金利子に係る収入を計上している。
- ・「貸付金の回収による収入」には、「都市開発資金の貸付けに関する法律施行令」附則第4項、第5項の規定による民間都市開発推進機構等からの都市開発資金特別貸付金の償還額、及び「都市開発資金の貸付けに関する法律」第2条の規定による地方公共団体等からの都市開発資金貸付金の回収(償還)額を計上している。
- ・「その他の収入」には、雑収入を計上している。
- ・「一般会計からの受入」には、「都市開発資金融通特別会計法」第3条の規定による都市開発資金貸付金の財源の一部に充てるための一般会計からの受入額を計上している。

- ・「産業投資特別会計からの受入」には、「日本電信電話株式会社の株式の売払収入の活用による社会資本の整備の促進に関する特別措置法」第7条第5項の規定による都市開発資金特別貸付金の財源に充てるための産業投資特別会計からの受入額を計上している。
- ・「前年度剰余金受入」には、都市開発資金融通特別会計法第8条による、前年度の決算上生じた剰余金の繰入を計上している。
- ・「産業投資特別会計への繰入」には、「都市開発資金融通特別会計法」附則第4項の規定による都市開発資金特別貸付金の償還金に相当する額を計上している。
- ・「貸付けによる支出」には、本年度に地方公共団体、都市再生機構(都市基盤整備公団)等に対して貸付を行ったことによる支出額を計上している。
- ・「庁費等の支出」には、物件費及び資産計上されない固定資産の購入額を計上している。
- ・「その他の支出」には、独立掲記した勘定科目以外の当会計年度における支出額を計上している。
- ・「借入金の返済による支出」には、今年度に借入金を返済した金額を計上している。
- ・「利息の支払額」には、財政融資資金からの借入金の利子に係る国債整理基金への支払額を計上している。

③その他財務書類の内容を理解するために特に必要と考えられる情報

- ・金額の単位は100万円単位とし、単位未満は切捨て処理を行っているため、合計は一致しないことがある。
- ・100万円未満の計数がある場合には「0」で表示し、該当計数が皆無の場合には「-」で表示している。

附属明細書

1. 貸借対照表項目に関する明細

(1) 資産項目の明細

① 貸付金の明細

貸付金の明細

(単位:百万円)

貸付先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高	貸付事由等
地方公共団体	273,639	12,633	57,837	228,436	都市開発資金貸付金
土地開発公社	13,116	991	6,209	7,898	都市開発資金貸付金
住宅供給公社	251	-	17	234	都市開発資金特別貸付金
都市基盤整備公団	28,445	1,550	-	29,995	都市開発資金貸付金
	2,586	4	218	2,372	都市開発資金特別貸付金
小計	31,031	1,554	218	32,367	
地域振興整備公団	3,100	200	-	3,300	都市開発資金貸付金
	1,060	151	38	1,172	都市開発資金特別貸付金
小計	4,160	351	38	4,472	
民間都市開発推進機構	59,056	3,785	2,560	60,281	都市開発資金貸付金
	16,907	-	2,239	14,667	都市開発資金特別貸付金
	81,400	-	-	81,400	都市開発事業用地取得推進資金貸付金
小計	157,363	3,785	4,799	156,349	
合計	479,563	19,314	69,120	429,757	

(2) 負債項目の明細

① 借入金の明細

借入金の明細

(単位:百万円)

借入先	前年度末残高	本年度増加額	本年度減少額	本年度末残高
財政融資資金	279,672	-	66,038	213,634
合計	279,672	-	66,038	213,634

2. 資産・負債差額増減計算書の内容に関する明細

(1) その他の財源の明細

(単位:百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	1
合計	計	1

3. 区分別収支計算書の内容に関する明細

(1) その他の収入の明細

(単位: 百万円)

款	項	金額
雑収入	雑収入	1
合計		1

## 機会費用

### 貸付金の原資としての受入金に係る機会費用

一般会計及び産業投資特別会計から無利子貸付金として受入れた額に、年度末時点（平成15年3月）における10年もの国債の利回り（0.700%）を乗じて算出している。

他会計繰戻未済金期末残高		年度末の10年もの国債の利回り		機会費用
243,404百万円	×	0.700%	=	1,703百万円